

令和6年4月入所に向けた「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」 の一部改正について (概要)

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用にあたって、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施することとなっています。

横浜市では、保育所等の定員を上回る利用希望があるとき、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の「別表2」及び「別表2-2」に基づきアルファベット順にランクで区分し、利用の優先順位を決めています。同一ランクで並んだ場合、「別表3」により調整指数を定め、点数の高い順に決定します。

この度、「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」について、見直しを行います。

2 改正の概要

(1) 保育の代替手段に関連するランク・調整指数や対象条件の見直し

ア 見直しの考え方

保育の代替手段として認可外保育施設等を利用している場合には調整指数が付与されますが、就労形態の多様化に伴い利用状況も様々になっていることから、利用頻度の要件を、週当たりの利用日数ではなく、月当たりの利用時間とします。

また、本市の事業として実施している年度限定保育事業について、利用期間終了時には保育所等の預け先を探す必要があることから、地域型保育事業等を卒園又は利用している場合と同様の取扱いとします。

イ 基準の変更内容

(7) 別表2-2「その他の世帯状況」

「横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児」に「年度限定保育事業」を追加します。

(4) 別表3「調整指数一覧表」

「利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で週4日以上預けている。（一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。）」の「週4日」を「月64時間」に変更します。

また、「横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。」及び「利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている（一時保育のみの利用は除く。）」に「年度限定保育事業」を追加します。

(2) 就労ランクにおける月の就労日数の考え方の見直し

ア 見直しの考え方

就労ランクの判定の際には、月の就労日数を就労実績で判断しているため、保育所の利用申請後に就労を開始又は就労日数を増やす場合であってもランクが低くなってしまうことから、月の就労日数を「利用開始日時点の契約日数」で判断することとします。これに伴い、既に就労している方と内定者との差は、調整指数によって設けることとし、これまでの取扱いを踏まえて設けられていた基準項目を整理します。

イ 基準の変更内容

(7) 別表2「利用調整基準」の「1 就労」

「1 就労」を「1 就労(内定含む)」に変更し、すべてのランクの「労働に従事している。」を「就労している。」に変更します。また、Eランクの「月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。」を「月12日以上かつ就労時間1週16時間以上就労している。」に変更します。

(イ) 別表3「調整指数一覧表」

「勤務実績が1か月未満である世帯。」を削除し、『元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。』について「1 就労のE又はF」を削除します。

また、「就労状況」の項目に、『元のランクの種類が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。』の調整指数-2を追加します。

(ウ) 同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整

⑥の「就労(内定)」を削除します。

(3)「保育士等の子の優先的取扱い」の拡充や対象条件等の見直し

ア 見直しの考え方

横浜市では、保育人材の確保が依然として課題となっていることから、保育士等のお子さんを対象にした優先的な取扱いを導入していますが、さらに保育人材の確保を推進するため、以下の取扱いの拡充や対象条件等の見直しを行います。

(7) ランクを二つ引き上げる優先的取扱い

(イ) 「9 保育士等」のランクの就労日数・時間の要件の見直し

(ウ) 市外在住の保育士等は市内在住者と同様にランク判定等を行うとともに、4月申請では一次申請からの対象とする見直し

イ 基準の変更内容

(7) 別表2「利用調整基準」

「9 保育士等」について、「月20日以上かつ週35時間以上」を「月64時間以上」に変更し、「(市外在住は除く)」を削除します。

また、「10 市外在住」に『※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同様にランクを判定する。』を追加します。

(イ) 別表2-2「その他の世帯状況」

「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合(派遣職員は除く)」に「(2つ引上げ)」を追加します。

(ウ) 別表3「調整指数一覧表」

『元のランクが「9 保育士等」の場合。』を削除し、『元のランクが「9 保育士等」で、就労している場合。』の調整指数-1及び『元のランクが「9 保育士等」で、就労開始予定の場合。』の調整指数-3を追加します。

(4) きょうだい在同一の保育所等の利用を申請する場合の優先的取扱いの見直し

ア 見直しの考え方

多子世帯が保育所等の利用申請をする際、限られた受入れ枠の中においては、きょうだい同一の園を利用する希望が叶わないことがあるため、既にきょうだい利用している保育所等を申請する場合にのみ適用する「ランクを一つ引き上げる」優先的取扱いを、きょうだい同時に同一の保育所等に申請する場合にも適用します。

また、調整指数についても、別の保育所等に申請する場合に比べて同一の保育所等に申請する場合により高くなるように整理します。

イ 基準の変更内容

(7) 別表2-2「その他の世帯状況」

「既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだい利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合(きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。)」を「きょうだい既に利用している保育所等(※)の利用を申請する場合。又はきょうだい同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。※認定こども園(教育利用)をすでに利用している場合を含む。」に変更します。

(4) 別表3「調整指数一覧表」の「きょうだいの状況」

項目全体を見直し、「きょうだい既に利用している保育所等(※)の利用を申請する場合。又はきょうだい同時に同一の保育所等の利用を申請する場合。」の調整指数4及び「きょうだい既に利用している保育所等以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に別の保育所等の利用を申請する場合。」の調整指数3の2つに整理・統合します。

3 適用時期

令和6年4月入所の利用調整から適用する予定です。

4 その他

- (1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の具体的な改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表をご参照ください。
- (2) この改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。